

[事案18-3] 死亡保険金請求

- ・平成 18 年 6 月 8 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 9 月 12 日 和解成立

< 事案の概要 >

保険契約の締結時における営業職員の不法行為を根拠に、告知義務違反による契約解除を不服として、死亡保険金の支払いを求めたもの。

< 申立人の主張 >

相手方会社の営業職員は、亡夫（被保険者）が 30 年近く加入してきた他社の生命保険を強引に解約させ、糖尿・心電図の健康異常を知りながら亡夫に告知義務違反を勧め、健康証明書扱いにより自社保険に乗り換えさせた。また亡夫の職場担当者による健康管理証明書の記載・発行に際し、営業職員は同事務担当者とし合わせ、検診表原本の内容と異なる記載（定期健康診断の心電図検査結果は「経過観察」であったが、同証明書には「所見なし」）を会社所定の健康管理証明書にさせた。

こうした営業職員の不法行為により、亡夫は本来、保険契約を締結できない健康状態にありながら、相手方会社の保険契約に加入することとなり、その直後、長年継続してきた他社の生命保険を解約した。

亡夫はその半年後、心筋梗塞で死亡したため、死亡保険金を請求したところ、会社から告知義務違反により契約を解除し保険金は支払われないとの通知があった。しかし、会社との保険契約は営業職員の「募集に関する禁止行為（契約の不当乗換行為、告知義務違反を勧める行為）」にもとづいて成立したものであり、その結果、他社契約を解約することとなり、本来受け取れることができた死亡保険金を受け取ることが出来なくなったものであり、不支払決定は到底納得できない。

会社は、使用者である営業職員の不法行為に対する監督責任に鑑み、死亡保険金を全額支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人からの保険金支払い申出には応じられない。

- (1) 申立人の亡夫（被保険者）は、糖尿病および高脂血症により通院受診し病名も告げられ、また糖尿病の自覚があったにもかかわらず、当社保険加入時にその事実を告知しておらず、故意または重大な過失による告知義務違反があったことは事実であり、死亡原因と不告知事実との間に因果関係が認められる。
- (2) 申立人の亡夫の勤務先から提出された健康管理証明書には、心電図検査について「所見なし」との誤った記載（誤記載）があるが、誤記載が生じた原因については当社営業職員は関与しておらず当社では分からない。また、同証明書に心電図についての所見が正当に記載されていた場合にも、当社としては申立人の亡夫（被保険者）の糖尿病および高脂血症の罹患について知ることはできない。
- (3) 申立人の亡夫が営業職員に対し自ら糖尿病に罹患している旨を告げたとの事実はなく、また、営業職員が勤務先の事務担当者とし合わせて故意に嘘の証明をさせたとの事実もない。
- (4) 申立人は承認書（同 17 年 6 月 30 日付）で「今後この契約について何等の請求も

いたしません」としている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の亡夫（被保険者）と会社との保険契約締結時における募集状況、健康管理証明書の誤記入の原因および同誤記入がなかった場合の契約締結の成否等について、営業職員からの事情聴取、会社との意見交換を実施し審査を進めた。

その結果、会社より、「被保険者に告知義務違反があったと判断せざるを得ないが、健康管理証明書の誤記入がなければ被保険者は本件保険契約を締結せず、従来の他社契約を継続していたのではないかと申立人の思いも理解できなくはないところから、解決金を支払い解決したい」との提案があった。

審査会から申立人に同提案を提示したところ応じる旨の意思表示があり、和解契約書の調印をもって円満に解決した。